

令和 6 年 1 月 10 日

第 1 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和6年第1回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日（水）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1番	穴井 英雄
委 員	2番	田代 カズヨ
	3番	穴井 幸子
	4番	松野 英一
	5番	時松 達也
	6番	飯沼 由彦
	7番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 北里地区 木附 栄三、原山 義弘

農地利用最適化推進委員 西里地区 佐藤 三代司、佐藤 義昭

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第4 議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第5 議案第3号番号1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	坂田 尚昭
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

係 長 　　ただ今から、令和6年第1回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
　　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 　　それでは、議事録署名委員は、6番飯沼由彦委員、7番時松浩一郎委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 　　日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 　　議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記の農地について申請があったので審議を求めます。令和6年1月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平でございます。

　　議案第1号番号1、農地の所在は、大北里字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は田、面積は、167㎡です。権利の種別は、3条無償移転。譲り渡し人、譲り受け人は、記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料1の1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに権利を取得する者の農地の利用状況が記載されて

おります。自作農地の田が 9,896 m²、畑が 852 m²、合計 10,748 m²で、借入地は田が 5,999 m²、畑はなし、合計 5,999 m²です。3 ページに作付け予定の作物と面積が記載されております。欄外に米印で 42 m²は農業用倉庫と記載がありますが、この面積と上段の 125 m²の合計 167 m²が今回の申請面積になります。その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが周辺地域との関係です。6 ページ航空写真の位置図、7 ページに現地立会時の写真、8 ページ確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

1 番 　　この案件については、12 月 27 日に私と原山推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、小規模の農業用倉庫が存在する農地でした。すでに譲受人の方が管理している状態であり、農業用倉庫以外の残地は農地として管理していくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で報告を終わります。

議 長 　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 　　議案書の面積は、農業用倉庫を含めた面積でしょうか。

事 務 局 　　167 m²は、含めた面積です。

6 番 　　倉庫がありますが、農地法第 3 条の移転でいいのでしょうか。

事 務 局 　　通常の倉庫等の転用であれば農地の転用許可申請が必要になりますが、今回の農業用倉庫は、転用許可不要案件に該当するものです。また残地は、農地として管理していくとのことなので、申請地を農地として取り扱い、農地法第 3 条で移転するものです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 3 及び第 4 議案第 2 号番号 1 から番号 2「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので意見を求める。令和 6 年 1 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字西里字〇〇です。土地の地目は登記簿、畑、現況、雑種地です。面積は、1,254 ㎡のうち 550.5 ㎡です。権利の種別は、賃貸借となっています。貸付人、借受人は記載の通りです。転用目的は、還元井掘削の資材置場等で、還元井掘削の資材置場、駐車場、作業スペース等となっています。転用理由は、還元井掘削工事のため一時転用期間を 2 年に延長するためです。計画通りに事業を遂行できない理由として掘削工事を実施したが、目標とする断層に逢着できなかったためとなっています。

続けて、番号 2 です。農地の所在は、大字西里字〇〇番です。土地の地目は登記簿、畑、現況、雑種地です。面積は、1,725 ㎡のうち 820.8 ㎡です。権利の種別は、賃貸借となっています。貸付人、借受人は記載の通りです。転用目的は、還元井掘削の資材置場等で、還元井掘削の資材置場、駐車場、仮設事務所等となっています。転用理由以降は、番号 1 と同じ内容になっています。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料 1 の 9 ページが事業計画変更承認申請書の写しです。番号 1 について

記載があり、土地の所在地・地目・面積、土地に関する権利関係及び転用事業者、共に計画の変更はありません。10 ページは、変更前、変更後の事業計画の詳細です。事業の操業期間又は施設の利用期間が 2 年間に変更され、事業の期間及び転用の目的に係る事業又は施設の概要についても期間を 2 年間に計画を変更されています。施設の面積等は、変更されていません。11 ページに変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況が記載されています。次に変更前の事業計画通りに転用事業を遂行することができない理由、変更後の転用事業が変更前の転用事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明、資金計画の記載があります。12 ページに変更後の転用事業によって生じる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要、次に変更後の給排水計画、その他参考となるべき事業について記載があります。各項目の変更はありません。13 ページが航空写真の位置図、14 ページに配置図、15 ページに排水計画図です。各ページ変更はありません。16 ページが土地所有者からの土地使用承諾書です。期間が延長されることにより新たな承諾書をいただいています。17 ページからが番号 2 の事業計画変更承認申請書の写しになります。18 ページから 20 ページは、先ほど説明しました番号 1 の内容と同じであるため割愛させていただきます。21 ページが航空写真の位置図、22 ページに配置図、23 ページに排水計画図です。各ページ変更はありません。24 ページが土地所有者からの土地使用承諾書です。こちらも期間が延長されることにより新たな承諾書をいただいています。25 ページが番号 1 と番号 2 の位置関係になります。26 ページが工程表です。27 ページ、28 ページが現地立会時の写真、29 ページが番号 1 の確認書、30 ページが番号 2 の確認書となっております。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野英一委員から報告をお願いします。

1 番 この 2 件の案件については、昨年 12 月 25 日に私と事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、2 カ所共に掘削のための資材置場や駐車場として一時転用されている土地でした。今回の申請内容は、転用期間を 1 年から 2 年に延長するものと説明を受けております。既に一時転用され、約 1 年が経過しようとして

いますが、周辺営農などの支障となるような話はありませんので問題ないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 この案件は、掘削をしたが、還元井として利用できないため方向を変えて再度掘削するということですか。また還元井として利用できる見込みはあるのですか。

事 務 局 その通りです。方向を変えて掘削するようです。利用の見込みについては、地下のことなので確実ではありませんが、還元井として利用できる見込みは、十分あると話を聞いております。もし還元井として利用できなかった場合、今回の該当農地は、一時的な転用であるため計画変更後の期間内に農地へ原形復旧されることとなります。掘削箇所は、埋め戻すこととなりますが、農地ではありません。

5 番 どこからの熱水を還元するのですか。

事 務 局 掘削した地熱井から出た熱水を申請地まで配管を通り還元井により地下に戻されます。現時点では、配管は農地以外の土地に設置される予定です。

5 番 地熱井から申請地までの距離は、どのくらいですか。

事 務 局 正確な数値ではありませんが、約1kmの距離があります。

5 番 配管が設置された場合、周辺の農地に被害はないのでしょうか。

事 務 局 転用事業者とは、配管の設置位置については話しております。被害が出るようなことはない聞いております。また現時点では、配管設置により支障になるような話は聞いておりません。

5 番 配管設置による周辺農地への影響は、期間が経たないとわからないということでしょうか。

事務局 その通りです。これから農地にどのような影響があるか随時確認する必要はあると思います。

5番 地元の承諾はもらっているのでしょうか。

事務局 承諾は得ています。地元説明会をされています。

議長 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして、議案第2号番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第2号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第5 議案第3号番号1「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書4ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認(利用権貸借)ですが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求

ます。令和6年1月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平でございます。

議案第3号番号1です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、2,706㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は5年の賃貸借。以下記載の通りです。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第3号番号1の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号番号1の原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第1回総会を閉会致します。

令和6年第1回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

6 番

7 番